

徳島県地域医療構想調整会議運営要領（案）

医療法第30条の14の規定に基づく協議について、徳島県地域医療構想調整会議設置要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり定める。

第1 地域医療構想調整会議において協議を要する事項

(1) 地域医療支援病院及び特定機能病院の医療機能の大幅な変更等

地域医療支援病院及び特定機能病院は、地域における中核的医療機関としての役割が期待されていることから、医療機能の大幅な変更等を予定している場合には、地域医療支援病院等の開設者又は管理者（以下「開設者等」という。）は、変更前に地域医療構想調整会議において、変更の趣旨、変更後の医療機能等を説明することとする。

医療機能の大幅な変更等とは、回復期機能・慢性期機能を有しない地域医療支援病院等が新たに回復期機能・慢性期機能を有することや、従来有していた回復期機能・慢性期機能の病床を増床するなど、地域の医療機関との機能分化・連携に影響を及ぼすおそれがあるものを指す。

(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条の規定に基づく県計画に盛り込まれた病床機能分化・連携推進体制整備事業

病床機能分化・連携推進体制整備事業は、地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるために実施されるものであることから、当該事業への申請を予定している医療機関の開設者等は、地域医療構想調整会議において、事業の概要や転換後の医療機能等を説明することとする。

第2 地域医療構想調整会議において協議を行うことができる事項

(1) 医療機関の求めによる協議

医療機関は、自らの医療機能の大幅な変更等に伴い地域の他の医療機関の理解を求めることが必要と判断する場合には、医療機関の開設者等は、変更前に地域医療構想調整会議において、変更の趣旨、変更後の医療機能等を説明することができる。

(2) 県の求めによる協議

県は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、医療機関に対して、地域医療構想調整会議に出席し、説明するよう求めることができる。

(3) 地域医療構想調整会議委員の求めによる協議

地域医療構想調整会議委員は、地域医療構想の達成を推進するために必要があると認めるときは、関係する医療機関が地域医療構想調整会議において説明・協議を行うよう、県に求めることができる。

第3 関係者の責務

地域医療構想調整会議委員、医療機関の開設者等は、医療法第30条の14の規定及び徳島県地域医療構想の趣旨に沿って、誠実に対応するものとする。

附則

平成29年10月 日決定